

# 契約期間満了による退職に係る 留意点について

契約期間満了による退職であっても、以下すべてに該当する場合は、喪失原因が「3」となります。

- 通算契約期間が3年以上かつ更新1回以上
  - 最後の契約更新時に雇止め通知なし  
(書面で確認できない場合は通知なしと取り扱います。)
  - 事業所から更新しなかった。  
(本人から退職の申し出があった場合以外は、事業所からの働きかけと取り扱われます。)
- ※ 喪失原因が「3」の離職者が発生すると、助成金の申請等に影響を及ぼす場合があります。  
詳細は4階④番窓口でご確認ください。